

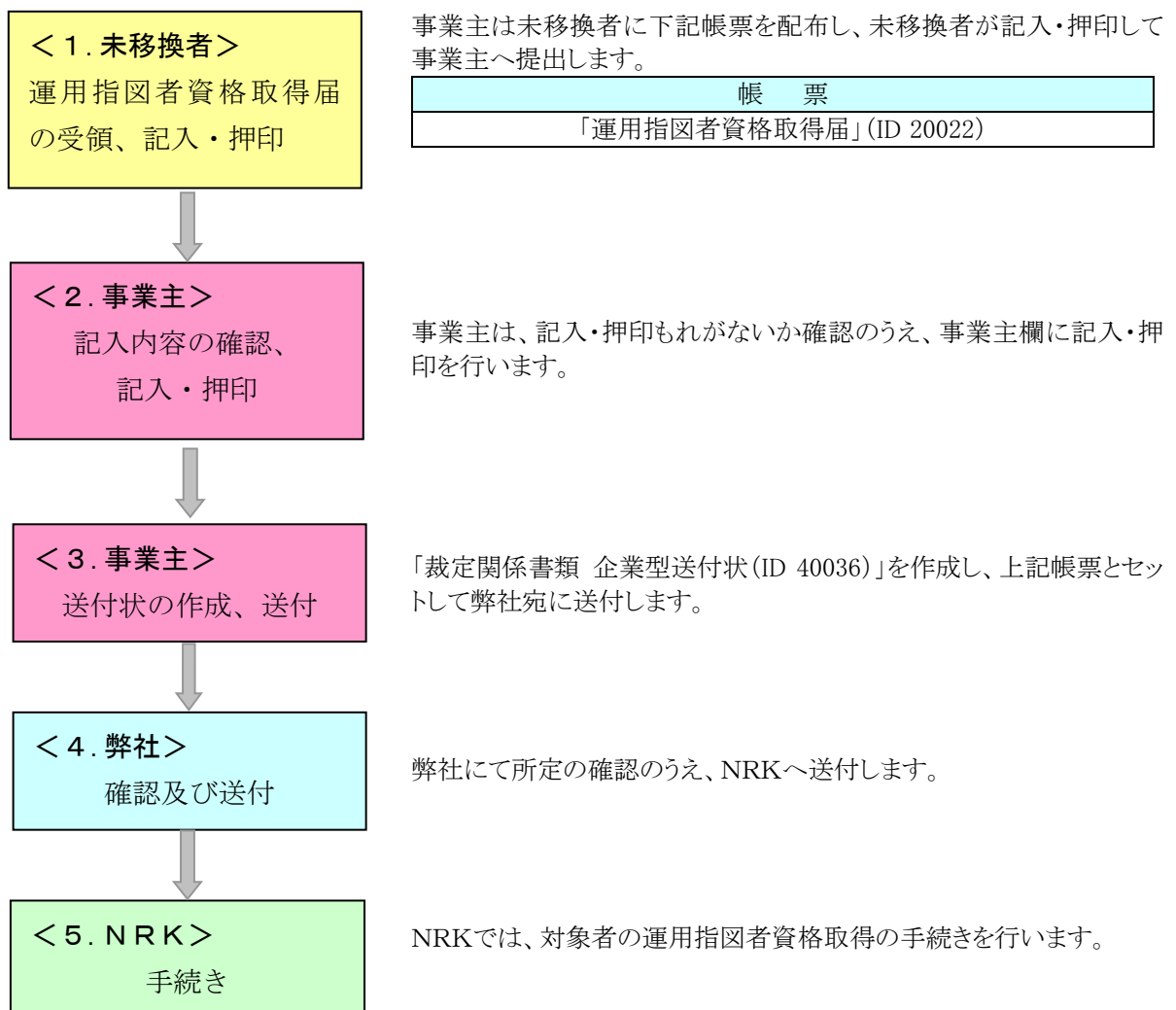
第Ⅶ章 3. 未移換者の運用指図者資格取得

未移換者が資格喪失の翌月から6ヶ月以内に障害給付金(年金)を請求する場合は、企業型の運用指図者として取扱います。資格喪失後に移換手続きを行わず、プラン脱退前に障害給付金(年金)を請求する場合が該当します。まずは「運用指図者資格取得届(ID 20022)」を提出し、運用指図者となる必要があります。同時に障害給付金(年金)の受取り手続きを行ってください。

(1) 障害給付金(年金)を受給する場合

資格喪失後に移換手続きを行わず、自動移換されるまで(資格喪失の翌月から6ヶ月以内)の間に高度障害者となった場合には運用指図者として障害給付金を受取ることができます。

事務手続きの流れ



(2) 障害給付金(一時金)を受給する場合

運用指図者への変更手続きは不要です。通常障害給付金(一時金)の裁定と同様です。(「第Ⅸ章 3. 障害給付金の裁定請求」参照。)

注意

手続きは次項目で説明する自動移換にあたらないよう「資格喪失の翌月から6ヶ月以内」に行うことが必要です。

帳票見本 運用指図者資格取得届 (ID 20022)

…赤枠内に記入・押印します

20022		確定拠出年金		運用指図者資格取得届	
● 太枠内をご記入ください。 ● ★のある項目は必ずご記入ください。 ● 選択肢のある項目については、該当する選択肢左の空欄にVをご記入ください。 ● 訂正がある時は朱書きにて該当部を二本線で抹消し、正しい内容をご記入ください。その際※の項目は訂正印を押してください。				届出年月日★ 20××年××月××日 (異動申請日)	
運営管理機関名	三井住友信託銀行株式会社			御中	
プラン番号	1 2 3 4 5 6	プラン名	〇〇確定拠出年金プラン		
企業コード	2 0 0 0 0 1 0 0	企業名	××××株式会社		
加入者番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0				
運用指図者	住所※	フリガナ★ トウキョウト チヨダク マルノウチ	氏名カナ※ ネンキン タロウ	印	
住所※	東京都千代田区丸の内△-△-△		氏名漢字※ 年金 太郎	印	
記入者が本人以外 のとき入 記入者	住所※	運用指図者から見た運用指図者との続柄を記入します。		印	
異動事由	3G : 高度障害該当による運用指図者資格取得	資格取得年月日★※ (西暦)	20××年△△月△△日		
性別★※	1 : 男	2 : 女	生年月日★※ (西暦)	19△△年△△月△△日	
<ご注意> 1. すでに加入者資格喪失された方が、運用指図者となられる場合にご使用ください。 2. 高度障害該当による運用指図者資格取得の場合で、本人が記入できない状態にあるときは、原則として3親等以内の親族が記入し、記入者欄に押印してください。					
運用指図者と記入者が異なる場合に記入します。					
記入者の住所・氏名等を記入します。印鑑は朱肉印での押印が必要です。認印でも結構です。					
QRコード		NRKネットワーク特記欄 運営管理機関特記欄 企業特記欄 NRKネットワーク使用欄 運営管理機関使用欄 企業使用欄			
B0511		運用指図者→企業→運営管理機関→NRKネットワーク 保存期間 10年 20022 18.05			

